

横浜市公園愛護会事務取扱要綱

平成12年3月13日 緑政管759号

最近改正 平成23年3月31日 環創管理第3208号（局長決裁）

（目的）

第1条 市民の憩いの場である公園の管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす団体を育成し、その活動を支援するためにこの要綱を定める。

（公園愛護会の定義）

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は、前条の目的を達成するため、街区公園、近隣公園及び地区公園を対象として結成される会をいう。ただし、この他の種別の公園においても状況に応じて愛護会を結成することができる。

（愛護会の構成）

第3条 愛護会は、公園周辺の地域住民をもって構成するものとする。なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も愛護会を結成又は構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関係する団体は愛護会を結成又は構成することができない。

（愛護会の数）

第4条 愛護会の数は、1公園について1愛護会とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

2 愛護会の活動区域は、対象とする公園の全域とする。ただし、公園の形状、地域事情により区域を限定することができる。

（愛護会の名称）

第5条 愛護会の名称は、公園の名称を用いるものとする。ただし、愛称をつけることは妨げない。

（愛護会の活動内容）

第6条 愛護会は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるよう、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、第6号については必要に応じて行うものとする。

- (1) 清掃・除草
- (2) 樹木のかん水
- (3) 利用の調整
- (4) 利用者へのマナー指導
- (5) 土木事務所との連絡調整
- (6) 公園を利活用する事業
- (7) その他愛護会の目的達成のため必要な活動

（愛護会の結成）

第7条 愛護会を結成しようとするときは、公園愛護会結成届（第1号様式）及び愛護会規約を当該公園を所管する区の土木事務所に提出し、結成の承認を受けるものとする。

（愛護会の承認及び通知）

第8条 土木事務所長は、前条の結成届等により愛護会を結成することが適当と認めるときは、これを承認し、その旨を愛護会長に通知するものとする。（第2号様式）

（公園緑地維持課長への通知）

第9条 土木事務所長は、前条の通知をしたときは、速やかに第7条の提出書類の写しを公園緑地維持課長に送付するものとする。

(愛護会の成立時期)

第10条 愛護会は、第8条の通知をした日をもって成立するものとする。

(愛護会の役員)

第11条 愛護会には会長（以下「愛護会長」という。）を置き会を統轄するものとする。なお、愛護会にはその他必要な役員を置くものとする。

(愛護会の届出事項)

第12条 愛護会長は、次の各号の一に該当するときは、土木事務所長に届け出なければならない。

(1) 愛護会長等を変更するとき。（第3号様式）

(2) 愛護会を休止・解散するとき。（第4号様式）

2 土木事務所長は、前項の届出を適正と認めたときは、これを承認し、その旨を公園緑地維持課長に報告するものとする。また、第2号については、承認した旨を愛護会長に通知するものとする。

第13条 愛護会長は、公園愛護会活動報告書（第5号様式）を土木事務所長に毎年7月末、10月末、1月末、4月末までに提出するものとする。ただし、土木事務所長の判断により提出回数を減ずることができる。

(愛護会への支援)

第14条 土木事務所長及び公園緑地維持課長は、愛護会の活動状況に合わせ、予算の範囲内で愛護会の活動に対し、次の支援を行うものとする。

(1) 清掃用具等の物品の支給又は貸出

(2) 活動に関する技術支援講座等の実施

(3) その他、活動の活性化に必要なノウハウの提供

(愛護会費の交付)

第15条 市長は、愛護会に対し、別表に定める基準により愛護会費（謝金）を交付する。

2 愛護会費は毎年4月1日現在、存続している愛護会、及び、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）に対して交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、減額して交付し、又は交付しないものとする。

(1) 愛護会が活動していないと認められるとき。

(2) 愛護会から減額又は辞退の申出があったとき。

(3) その他、交付の必要を認めないとき。

(愛護会費の交付時期)

第16条 愛護会費の交付時期はおおむね7月とする。ただし、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）については、結成の承認後速やかに交付する。

(その他)

第17条 この要綱の施行に必要な事項については、環境創造局長が定める。

2 公園緑地事務所が愛護会の活動の対象となる公園を管理している場合においては、第6条中「土木事務所」とあるのは「公園緑地事務所」と、第7条から第9条まで及び第12条から第16条までの規定中「土木事務所

長」とあるのは「公園緑地事務所長」と読み替えるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 12 この要綱の適用前に結成された愛護会は、この要綱に基づき結成された愛護会とみなす。

愛 護 会 費 交 付 基 準

平成20年度改正

別 表

愛護会費交付対象面積	愛護会費（円）
3,000㎡未満	20,000
3,000㎡以上 15,000㎡未満	30,000
15,000㎡以上	40,000

（注）※ 施設のある公園（プール、少年野球場、テニスコート等）については、公園面積より施設面積を減じた面積を愛護会費交付対象面積とします。

※ 4月から12月までに結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費を交付し、1月以降結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費は交付しません。